

第1章 計画策定の背景・計画の基本的事項

第1節 気候変動の動向

1-1 地球温暖化*による気候変動への影響

1 気候変動とは？

地球が太陽から受け取ったエネルギーは、様々な形態を取りながら、大気圏・海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされ、最終的に、赤外放射として宇宙空間に戻され、ほぼ安定した地球のエネルギー収支が維持されています。こうしたエネルギーの流れに関与する地球全体のシステムは気候系と呼ばれ、この気候系のなかにある大気の平均状態を「気候」といいます。

「気候変動」とは、数十年間という期間をかけて大気の平均状態となる「気候」が移り変わることです。その要因の一つが化石燃料等を起源とする温室効果ガス*の排出による大気組成の変化により地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する「地球温暖化」です。

■ 地球規模の気候変動をもたらす主な要因

気候システム外部からの影響	主な自然起源の要因	太陽活動の変化	➡	大気上端で受け取る太陽放射量の変化
		地球の公転軌道の変動	➡	
		火山の噴火によるエロソルの増加	➡	
気候システム内部の影響	主な人為起源の要因 (人間活動の影響)	化石燃料等を起源とする温室効果ガスの排出による大気組成の変化	➡	地表面に到達する赤外線の量の変化 地表面の反射率の変化、二酸化炭素吸収源の変化など 地表で受け取る日射量の変化、雲粒径や雲量の変化による雲の反射率の変化
		森林伐採や土地利用の変化	➡	
		大気汚染物質（硫酸塩エロソルや黒色炭素など）の排出	➡	
熱帯太平洋の海面水温が数年規模で変動するエルニーニョ／ラニーニャ現象や、太平洋十年規模振動などをもたらす、大気-海洋相互作用など				

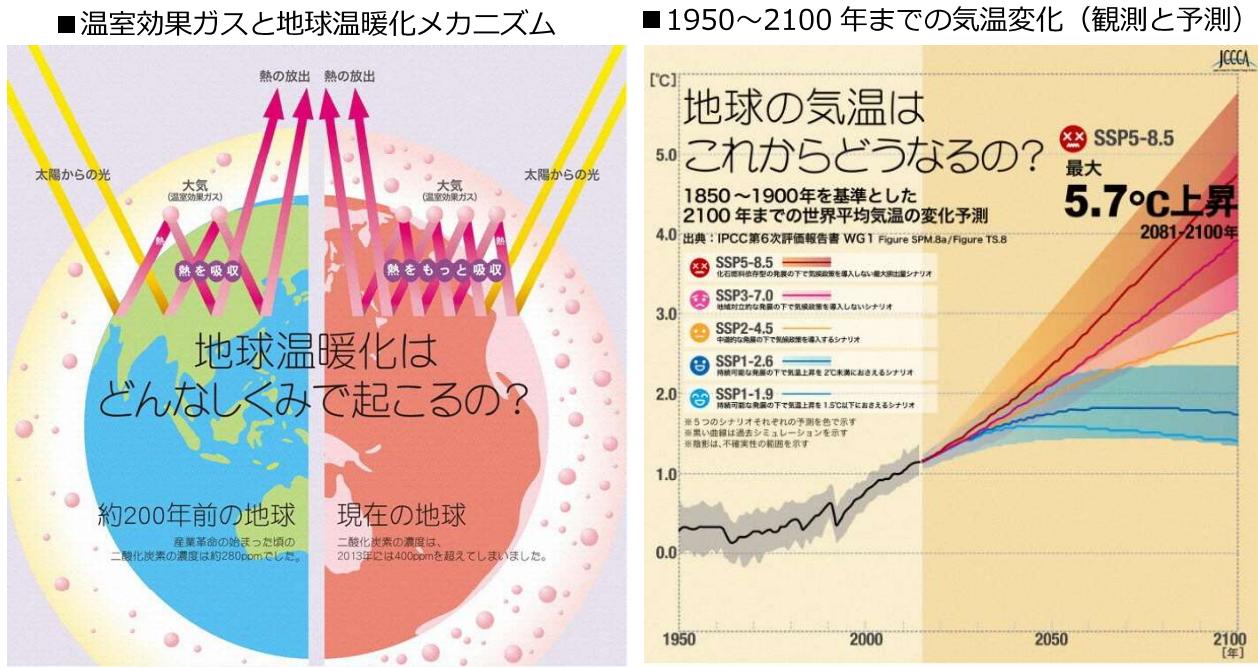
【出典：令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）】

2 地球温暖化のメカニズム

地球は、太陽からの光によって暖められ、暖められた地表面から熱が放出されます。この熱を二酸化炭素などの「温室効果ガス」が吸収し、大気が暖められることにより、地球の平均気温を14℃程度に保つ役割を持っています。

しかし、産業革命以降、大量の化石燃料を燃やしてエネルギーを消費するようになり、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇を続け、温室効果がこれまでよりも強くなり、地表からの放射熱を吸収する量が増え、地球全体が温暖化しています。これが「地球温暖化」です。

IPCC*（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書（2021年）によると、世界平均気温は1850～2020年の間に1.09℃上昇しています。また、2100年の世界平均気温は、最大5.7℃上昇すると予測されています。



【出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)】

3 地球温暖化による気候変動への影響

IPCC第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇や洪水・豪雨、食糧不足、生態系*の損失などが挙げられています。

また、環境省が2020（令和2）年に作成した「気候変動影響評価報告書」においては、農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活に関して、既に影響が生じており、さらに深刻化するリスクがあることが指摘されています。



【出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)】

農作物への影響

気温の上昇による作物の品質の低下、栽培適地の変化等が懸念されています。

コメでは、白未熟粒（デンブンが十分に詰まらず白く濁ること）や胴割粒（亀裂が生じること）の発生等、コメの品質の低下が、既に全国で確認されており、一部地域や極端な高温年には収穫の減少も報告されています。

生態系への影響

自然生態系に及ぼす影響としては、植生や野生生物の分布の変化等が既に確認されています。気温の上昇により、湖沼や河川等の水温の上昇や水質の変化をもたらす可能性があります。

また、里山の雑木林に竹林の分布が拡大し、地域の生態系・生物多様性*や里山管理に悪影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・水資源への影響

短時間強雨や大雨の強度・頻度の増加による河川の洪水、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害など、甚大な被害が各地で生じることが懸念されています。

近年、短時間強雨や大雨が発生する一方、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、渇水の頻発化、長期化、深刻化が懸念されています。

健康への影響

熱中症による死者数は増加傾向にあり、2020（令和2）年では、1,528人となり、特に記録的な猛暑となった2010（平成22）年には、1,700人を超えて過去最多の死者数となっています。

また、感染症については、デング熱*等を媒介するヒトスジシマカの生息域が北上しており、2016（平成28）年には青森県に達し、将来的には北海道へと拡大すると予測されています。

産業・経済活動への影響

製造業、商業、建設業等の各種の産業においては、豪雨や強い台風等、極端現象の頻度・強度の増加が、甚大な被害をもたらす可能性があります。

また、世界各地の気候変動による影響が、サプライチェーンを通じて、国内の産業・経済に影響を及ぼすことも懸念されます。

1-2 気候変動を巡る動向

1 気候変動を巡る国際的な動向

パリ協定*

2015（平成27）年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP*21）では、2020（令和2）年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効し、2020（令和2）年に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「産業革命以降の世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などを目標としています。これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、達成のためには、国家レベルだけでなく、市民、事業者及び行政などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

そのため、本市の気候変動対策の推進においても、SDGsの達成と深い関わりがあることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

■持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【出典：国際連合広報センターウェブサイト】

IPCC 1.5°C特別報告書

気候変動枠組条約はIPCCに対し、1.5°Cの気温上昇に着目して、2°Cの気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5°Cに抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、IPCC第48回総会（2018（平成30）年10月）において、「1.5°C特別報告書」が承認・受諾されました。

同報告書では、「世界の平均気温が2017年時点での工業化以前と比較して約1°C上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5°Cに達する可能性が高い」と、「現在と1.5°C上昇との間、及び1.5°Cと2°C上昇との間には、生じる影響に有意な違いがある」とことが示されました。

さらに将来の平均気温上昇が1.5°Cを大きく超えないようにするために、「2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロ（カーボンニュートラル*）となっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要である」とことなどが示されています。

■1.5°Cと2°Cの地球温暖化に関する主な予測の比較

	1.5°Cの地球温暖化に関する予測	2°Cの地球温暖化に関する予測
極端な気温	<ul style="list-style-type: none">中緯度域の極端に暑い日が約3°C昇温する。(H)高緯度域の極端に寒い夜が約4.5°C昇温する。(H)	<ul style="list-style-type: none">中緯度域の極端に暑い日が約4°C昇温する。(H)高緯度域の極端に寒い夜が約6°C昇温する。(H)
強い降水現象	<ul style="list-style-type: none">世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び／または量が増加する。(H)いくつかの北半球の高緯度地域及び／または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5°Cに比べて2°Cの地球温暖化においての方がリスクが高くなる。(M)	
森林火災	<ul style="list-style-type: none">2°Cに比べて1.5°Cの地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。(H)	
生物種の地理的範囲の喪失	<ul style="list-style-type: none">調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)	<ul style="list-style-type: none">調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)
漁獲量の損失	<ul style="list-style-type: none">海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。(M)	<ul style="list-style-type: none">海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。(M)
サンゴ礁の消失	<ul style="list-style-type: none">さらに70～90%が減少する。(H)	<ul style="list-style-type: none">99%以上が消失する。(VH)

※VH：確信度が非常に高い H：確信度が高い M：確信度が中程度

【出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）】

グラスゴー気候合意

IPCCによる「1.5°C特別報告書」を踏まえ、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、2021（令和3）年10月、11月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、2°C目標からより高い目標の1.5°C目標を目指すこと、世界の二酸化炭素排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

IPCC 第6次評価報告書

IPCC 第54回総会（2021（令和3）年8月）において、気候変動に関する最新の科学的知見を評価し取りまとめた「第6次評価報告書第1作業部会報告書」が承認・受諾されました。

報告書では、地球温暖化が起きていることだけでなく、地球温暖化が人間の影響で起きていることを、初めて「疑う余地がない」と評価しているほか、気候変動の悪影響は既に広範囲に及んでいること、地球温暖化を1.5°C付近に抑えたとしても、気候変動に関連する損失と損害を大幅に低減させるが、それら全てを無くすることはできないことなどが示され、緩和と適応とともに実施するプロセスの重要性を強調しています。

2 気候変動を巡る国内の動向

気候変動への適応に向けた法整備、計画策定等

地球温暖化に伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に世界中で異常気象による甚大な被害が報告されています。近年、日本においても各地で強い台風や集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。

こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、脱炭素*社会の形成を目指す「緩和策*」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策*」に積極的に取り組む必要があることから、2018（平成30）年12月に「気候変動適応法*」が施行され、2021（令和3）年10月に新たな「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

2050年カーボンニュートラル宣言

2020（令和2）年10月に、内閣総理大臣は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、二酸化炭素を資源と捉えて再利用するカーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーション*の実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネルギー*の徹底や再生可能エネルギー*の最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

ゼロカーボンシティ

「地球温暖化対策の推進に関する法律*」では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えつつあり、2022（令和4）年12月28日現在、823自治体（45都道府県、476市、20特別区、239町、43村）が「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

■ 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律」については、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現に向け、改正された法律が2022（令和4）年4月に施行されました。

今回の改正では、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改めたほか、都道府県と政令都市等のみに限られていた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務について、市町村においても策定するよう努めることと定められました。

さらに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取り組みを市町村が率先して進める努力目標も課しています。

■ 地球温暖化対策計画*

2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが定められ、各部門の排出量の目安は、下表のように設定されました。

また、主な施策としては、環境保全に配慮され、地域のレジリエンスの向上などに役立つ地域共生・地域裨益型再生可能エネルギー^{ひえき}※の導入促進や住宅・ビルの省エネ基準への適合義務付けの拡大、2030（令和12）年度までに100か所以上の「脱炭素先行地域」の創出などが示されています。

※地域共生・地域裨益型再生可能エネルギー：発電した電力の地産地消を図りながら、その事業効果を地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給などに還元する仕組みを持った再生可能エネルギーのこと。

■ 「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス排出量等の目標・目安

単位：億t-CO₂

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%
	家庭	2.08	0.70	▲66%
	運輸	2.24	1.46	▲35%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

【出典：地球温暖化対策計画 概要（環境省）】

第6次エネルギー基本計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」においては、2050年カーボンニュートラル、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の道筋として、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のため、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E[※]）に向けた取り組みを進めることを重要なテーマとしています。

また、2030（令和12）年におけるエネルギー需給の見通しとして、「徹底した省エネルギー」や「非化石エネルギーの拡大」を進めていくことが示され、野心的な見通しとして2030（令和12）年度における電源構成では、再生可能エネルギーの割合を現行目標の22～24%から36～38%に大幅に拡大し、さらに水素や原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で約6割を賄う方針が示されています。

※S+3E：安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に達成すること。

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正及び国の「地球温暖化対策計画」の改定に伴い、「政府の実行計画（事務事業編）」が、2021（令和3）年10月に改定されました。

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減の目標を掲げ、太陽光発電*の最大限導入、新築建築物のZEB*化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達等についての率先実行が示されています。

■政府実行計画の概要

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

*毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物
(敷地含む) の**約50%**以上に
太陽光発電設備を設置することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready**相当となることを目指す。

* ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



*電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

【出典：政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要（環境省）】

3 気候変動を巡る埼玉県の動向

■ 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）

埼玉県では、「脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を目指すべき将来像として、2020（令和2）年度から2030（令和12）年度を計画期間とした「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定し、「目標設定型排出量取引制度」や「エコライフDAY埼玉」等によって、事業者、県民とともに温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

現在、国の「地球温暖化対策計画」の改定を受け、埼玉県の温室効果ガス削減目標の再設定を含めた、計画の見直しが進められています。

■ 第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

埼玉県では、2022（令和4）年3月に「第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改正し、2030（令和12）年度における県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度比46%以上削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦するとして、削減目標の引き上げ等の見直しを行いました。

また、2025（令和7）年度を中間目標におき、2013（平成25）年度比で31%削減するとともに、公用車の電動車の率先導入、高効率設備・機器の導入促進などの個別指標を設定しています。

■ 第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の個別目標

主な取組	指標	目標値
①全員参加のPDC Aサイクルによる 省エネ活動	CO ₂ 排出量面積原単位（施設単位） 〔主な達成手段〕 ・埼玉県カーボン・マネジメントシステムによる進捗管理	R2（2020）年度～R7（2025）年度 までの年平均で1%以上削減 (R元（2019）年度実績から)
②EV・PHVなど 電動車の率先導入	電動車の率先導入 〔主な達成手段〕 ・県公用車更新時における電動車の率先導入	導入割合 100% (R2（2020）年度実績 68%)
③施設の改修・更新 等における高効率 設備・機器の導入 促進	高効率設備・機器の導入によるCO ₂ 削減量 〔主な達成手段〕 ・LEDなどの高効率照明の導入 ・県有施設のエコオフィス化の推進 ・さいたま新都心地域冷暖房の利用による削減 ・下水処理場における廃熱発電機能付の新型焼却炉の導入 ・浄水場におけるフロキュレータ電動機の小容量化 ・学校での高効率空調機器の導入及び空調システムの変更	R7（2025）年度までに△2.5 万t(CO ₂ 換算) (R元（2019）年度実績から)

【出典：第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

4 川口市の脱炭素に向けた取り組み

本市では、2018（平成30）年に策定した「第3次川口市環境基本計画*」及び「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、脱炭素に向けた取り組みを実施しました。

■ 第3次川口市環境基本計画及び川口市地球温暖化対策実行計画に基づく取り組み

<主な緩和策の取り組み>

○省エネルギーの推進、再生可能エネルギー利用の促進

- ・地球温暖化対策活動支援金により、市内の住宅に太陽光発電システム、コーチェネレーションシステム*、蓄電池、HEMS*などの設置を支援。
- ・商店街の街路灯のLED化、事業所における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援。
- ・エコライフDAYの実施など、子どもや家庭における省エネ行動の実践を促進。
- ・公共施設等の照明のLED化を実施。
- ・戸塚環境センター、朝日環境センターにおいて、余熱を利用した発電（余剰電力分は売電）と温水供給を実施。
- ・公用車の次世代自動車*化を実施。

○省エネルギーに配慮した建物・設備の普及

- ・川口市住宅リフォーム補助金により、市内の既存住宅の省エネ化を支援したほか、道路照明灯のLED化、低炭素建築物の認定など、まちの脱炭素化に向けた取り組みを実施。
- ・「市役所第一本庁舎」、「川口市立高等学校」など新規整備の公共施設の工事建設を実施。

<主な適応策の取り組み>

- ・排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水貯留施設の設置など、雨水の流出抑制対策を推進。
- ・最新のハザードマップや防災啓発情報、水害時に住民の取るべき行動を示す新たな「避難情報」などを盛り込んだ防災本（川口市防災ハンドブック）の作成を実施。
- ・ハザードマップアプリの周知。
- ・熱中症予防の啓発やかわぐち暑さ避難所の開設など健康被害対策を推進。

■ 防災本（川口市防災ハンドブック）



防災本
ダウンロード
WEBサイト



■川口市ハザードマップアプリ



無料ダウンロードはこちらから

App
Store



Google
Play



■ゼロカーボンシティ宣言

本市においては、2022（令和4）年3月3日に、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

■環境大臣メッセージ

埼玉県川口市長 奥ノ木 信夫 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で618地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、全国各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会・循環経済・分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 山口壯

第2節 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

気候変動の問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、本市の自然環境や市民生活に与える影響はもとより、人類の存続に関わる重要かつ喫緊の課題の一つです。

本市は、2018（平成30）年3月に、地球温暖化防止に向けた各種の取り組みをより効果的に進めていくため、「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市民・事業者・市が連携・協働して低炭素*社会を実現するための各種の取り組みを進めてきました。

「川口市地球温暖化対策実行計画」の策定以降、令和元年台風第19号をはじめとする気候変動の影響と考えられる自然災害が深刻化しているほか、IPCC 1.5℃特別報告書をふまえ2050年カーボンニュートラルに向けた世界的な動きが加速し、国内においても2020（令和2）年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」を皮切りに、気候変動に関する各種法令の改正や計画の改定がなされ、温室効果ガス排出量の新たな削減目標が示されるなど、社会情勢が急速に変化しています。

こうしたなか本市は、2022（令和4）年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明しており、これまでの「低炭素」から「脱炭素」に考え方をシフトしながら、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて、温室効果ガス削減対策を強化していく必要があります。

さらに、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから市民の命と安全・安心な生活を守る「持続可能でレジリエントなまち」を実現していく必要があります。

本計画は、本市の自然的条件や社会的条件のもと、市民・事業者・市の全ての主体が、気候変動に対する危機意識を持ち、気候変動問題に関する国際的枠組みである「パリ協定」の目標「世界全体の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力の追求」に本市も貢献すべく、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的とします。

■本市での地球温暖化対策の経緯

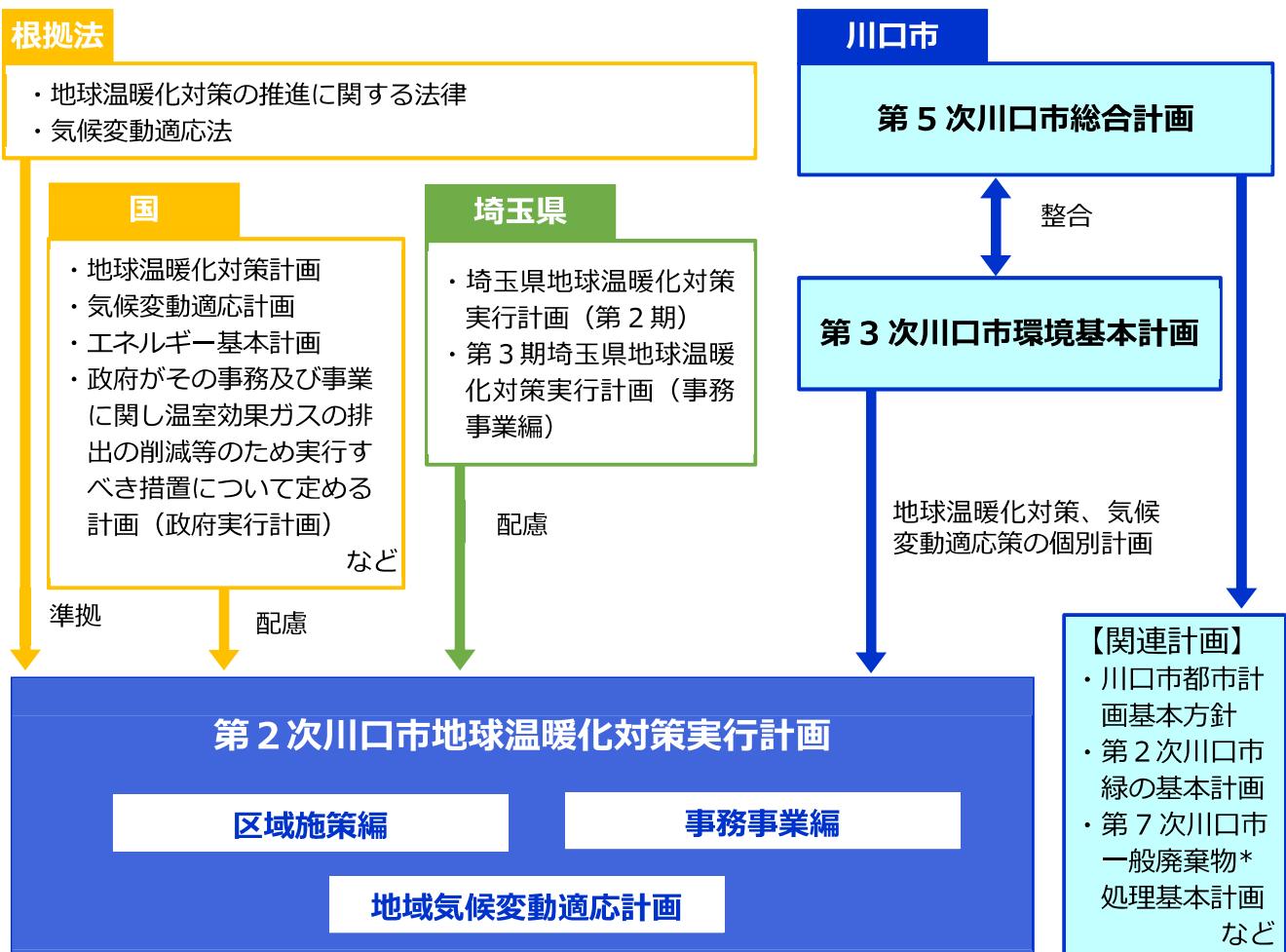
年 月	事務事業編	区域施策編
2002（平成14）年2月	第1次計画策定	
2007（平成19）年8月	第2次計画策定	
2011（平成23）年9月	第3次計画策定	第1次計画策定
2016（平成28）年3月	第4次計画策定	
2018（平成30）年3月	(統合) 川口市地球温暖化対策実行計画	
2023（令和5）年3月	第2次川口市地球温暖化対策実行計画	

2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、国や県が進める地球温暖化対策、気候変動適応策と整合を図りながら策定する計画です。

さらに、川口市の上位計画である「第5次川口市総合計画」及び「第3次川口市環境基本計画」に基づく地球温暖化対策、気候変動適応策の個別計画として、また市の各種事業計画との整合・連携を図り、計画を推進します。

■計画の法的位置づけ、上位計画などとの関連



3 計画の期間と目標年度

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。

また、温室効果ガス削減目標に関する中長期目標については、計画目標（中期目標）を2030（令和12）年度、長期目標を2050（令和32）年とします。

なお、社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行うこととします。

■計画の期間



4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、「区域施策編」は、川口市全域とします。

「事務事業編」は、市が行う事務及び事業の全般とします。

5 対象となる温室効果ガス・部門

本計画の対象ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める7種類の温室効果ガスとします。

また、「区域施策編」の対象となる部門は、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物とします。

■ 温室効果ガスの種類

温室効果ガス		地球温暖化係数*	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	1	化石燃料の燃焼、他人から供給された電気・熱の使用。
	非エネルギー起源 CO ₂	1	工業プロセス、廃棄物の焼却など。
メタン (CH ₄)		25	稻作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	農用地土壤、炉における燃料の燃焼、工業プロセス、自動車の走行、廃棄物の焼却など。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC _S)		1,430 など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
パーフルオロカーボン類 (PFC _S)		7,390 など	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF ₆)		22,800	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素 (NF ₃)		17,200	半導体や液晶基盤の洗浄など。

■ 区域施策編の対象部門

対象部門		排出源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出。
		業務部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出。
		家庭部門	家庭におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出。自家用車からの排出は「運輸部門（自動車）」で計上。
		運輸部門	自家用車、貨物車、二輪車などの自動車利用、鉄道運行におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出。
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物	家庭及び事業所からの可燃ごみに含まれるプラスチック類や合成繊維などの化石燃料由来のごみの焼却に伴う排出。